

## 福島県保険者協議会設置運営規程

### (目的)

第1条 福島県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、福島県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、福島県医療費適正化計画策定又は変更、同計画の実施についての都道府県への協力、福島県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 医療費適正化計画の実施についての都道府県への協力
- (6) 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、次の者をもって構成する。なお、構成団体毎の委員数については、別表のとおりとする。

- (1) 福島県担当部署
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 全国健康保険協会を代表する者
- (4) 国民健康保険の保険者たる市町村を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 国民健康保険組合を代表する者
- (7) 福島県後期高齢者医療広域連合を代表する者

- (8) 健康保険組合連合会支部を代表する者
  - (9) 福島県国民健康保険団体連合会を代表する者
- 2 協議会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会を代表する者、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

(任 期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお従前の職務を行うものとする。

(運 営)

- 第5条 協議会には会長1名、副会長2名、監事2名を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を掌理し、協議会の議長となる。
  - 3 会長に事故があるときは、副会長がその職を代理する。
  - 4 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。
  - 5 監事は、いつでも会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は会長に対し会計に関する報告を求めることができる。

(専門部会等の設置)

- 第6条 協議会には、第2条に掲げる事項について検討を行うため、専門部会及び専門部会の下にワーキンググループを設置することができる。なお、新たな専門部会及びワーキンググループの設置に際しては、協議会の承認を得るものとする。
- 2 専門部会の運営等については、「福島県保険者協議会専門部会設置要領」による。

(会 議)

- 第7条 会議は、協議会及び専門部会とし、必要に応じて会長が招集する。

(議 事)

- 第8条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、専門部会の議事に準用する。

(費用の負担)

第9条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、福島県担当部署及び福島県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第11条 協議会の財務は、会長が定める。

- 2 協議会の出納は、会長が行う。

(その他)

第12条 この運営規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年5月15日から施行する。
- 2 第4条第1項に定める任期については、平成27年5月15日から平成29年3月31日までとする。
- 3 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。
- 4 「福島県保険者協議会設置運営要綱」（平成17年9月20日施行）は、この規程の施行と同時に廃止する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

福島県保険者協議会構成団体別委員数

構成団体	委員数
福島県	1
健康保険組合	2
全国健康保険協会福島支部	2
国民健康保険（市町村）	2
福島県歯科医師国民健康保険組合	1
福島県医師国民健康保険組合	1
中央建設国民健康保険組合福島県支部	1
警察共済組合福島県支部	1
公立学校共済組合福島県支部	1
福島県市町村職員共済組合	1
地方職員共済組合福島県支部	1
福島県後期高齢者医療広域連合	1
健康保険組合連合会福島連合会	1
福島県国民健康保険団体連合会	1
計	17